



粗大ごみ・臨時ごみ処理手数料を改定

豊中市は、令和5年10月1日（日）から粗大ごみおよび臨時ごみの処理手数料を改定します。

近年、ごみの排出量が増加傾向にあることやごみの処理費用が上昇していることから、手数料の改定により排出抑制と適正な受益者負担を求めるものです。あわせて、市は連携協定事業者とともにリユース活動の促進に取り組んでいます。

粗大ごみ・臨時ごみ処理手数料改定の概要

収集日（月1回）に排出されるもの

ごみの種別	改定前	改定後
粗大ごみ	300円	400円
	600円	900円
	1,200円	1,800円
	1,800円	2,700円

臨時に排出されるもの

ごみの種別	改定前	改定後
粗大ごみ	450円	670円
	900円	1,350円
	1,800円	2,700円
	2,700円	4,050円
上記以外の一般廃棄物	10kgまでごとに170円	10kgまでごとに250円

※詳しくはこちら

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/gomi_risaikuru_bika/gomi_recycl_bika_to/tesuryoukait_ei.html

【報道機関からの問い合わせ先】

環境部 家庭ごみ事業課

担 当： 山本・井田

TEL:06-6843-3513

E-mail:kateigomi@city.toyonaka.osaka.jp